

第85号議案 審査請求について

第86号議案 審査請求について

目次	ページ
1 概要	1
2 処分への対応	1
3 審査請求を行う上での議決の必要性	1
4 これまでの経緯	2
5 (参考1) 審査請求の概要	3
6 (参考2) 令和2年2月市議会 教育厚生委員会資料(抜粋)	4～8



1 概要

令和元年度に実施された長崎南年金事務所による社会保険総合調査において、小・中学校の学期ごとに任用している嘱託員については、

- 休業期間中も任用の継続性が認められることから、健康保険及び厚生年金については夏季休業期間を除き加入させる必要があること
- 週の勤務時間が20時間以上29.0625時間未満の嘱託員についても、事実上の使用関係が1年以上継続していると認められるため、短時間被保険者として取り扱うこと
- 当該保険の加入については2年間遡及して適用すること

という指導があり、これに伴う処分が日本年金機構(長崎南年金事務所)から行われた。

2 処分への対応

上記1における処分に対しては、

- 平成28年度に実施された社会保険総合調査で何ら指摘を受けていないこと(長崎南年金事務所は、平成28年度の調査が適切に行われなかったことを認めている。)
- 他都市調査において、長崎市と同様の実態(学期ごとの任用及び社会保険への未加入)にある都市がある中で、同じ指摘を受けた事例がないこと
- 指導に伴う措置内容を過去2年間遡及して適用することは、保険料の負担や保険給付の調整等で被保険者本人に多大な影響が生じること

ことなど、「過去の経緯」、「他都市における状況」、「被保険者本人への影響の大きさ」に照らすと適切な処分とは言えず、不服があることから審査請求を行うことを決定し、令和2年2月20日に九州厚生局社会保険審査官に対し行った。

3 審査請求を行う上での議決の必要性

(1) 地方自治法における規定

地方自治法第96条第1項第12号において「審査請求その他の不服の申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関する事」については、議会の議決を要する事件として規定されている。

(2) 手続き上の瑕疵と対応

上記のとおり、審査請求を行うにあたっては議会の議決を要するが、議案提出を遺漏していたことが判明した。

本来であれば、当然に審査請求を行う前に議決を得るべきところであるが、過去の裁判例においては、「議会が追認する旨の議決をしたときは、遡って有効になると解すべき」との見解が示されていること、また、弁護士への法律相談においても同様に、「過去の裁判例において、議決を得ることでその有効性があると判断された事例もあることから、議決を得るべきと考える」との見解が示されたことから、手続きの適正化を図らせていただきたいため議案提出を行うもの。

4 これまでの経緯

日時	内容
H26. 2. 4	<p>【平成 26 年 1 月 17 日付 厚生労働省通知（抜粋）】</p> <p>有期の雇用契約又は任用が 1 日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、<u>事実上の使用関係が中断することなく存続していると、就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要があります。</u></p>
H29. 2. 21	<p>【社会保険総合調査の実施】</p> <p>学期毎に任用している嘱託調理員等について、任用通知書、出勤簿等で確認 ⇒ 指摘事項なし</p>
R 元. 9. 18	<p>【社会保険総合調査の実施】</p> <p>(指摘事項)</p> <p>① 学期毎に任用されている嘱託調理員等については、同一人物が毎学期任用されている就労の実態に照らすと、年間を通じて事実上の使用関係が存続すると判断される。ただし、夏季休業期間（7月下旬から8月末日まで）については、事実上の使用関係は継続していると認められるが、報酬の支払いが行われていないことを鑑み、被保険者期間として取り扱わないことが妥当と判断する。</p> <p>② 週の勤務時間が 20 時間以上 30 時間未満の学期毎に任用されている嘱託調理員等においても、事実上の使用関係が 1 年以上継続していると認められるため、短時間被保険者としての資格取得届等の提出をお願いする。</p>
R2. 2. 20	<p>【審査請求書の提出】（長崎市 ⇒ 九州厚生局）</p> <p>(審査請求の要旨)</p> <p>社会保険総合調査における指導については、将来に向けては是正する必要があると判断し保険加入の取扱いの見直しを行ったところである。</p> <p>一方、2 年間遡及して資格取得等を行うことについては、被保険者本人の保険料が新たに発生することに加え、健康保険の給付調整が必要となるなどその影響が極めて大きいことから、2 年間の遡及措置について取消しを求める。</p>
R2. 7. 1	<p>【審査請求に係る追加資料の提出】（長崎市 ⇒ 九州厚生局）</p> <p>長崎市が行った他都市調査において、長崎市と同様の任用形態であるにも関わらず、日本年金機構その他の地方事務所による社会保険総合調査において、長崎市に対して行われた措置命令と同様の指摘がなされた実績はない。</p>
R2. 9. 28	<p>【口頭意見陳述における質問書の提出】（長崎市 ⇒ 九州厚生局）</p>
R2. 10. 29	<p>【口頭意見陳述の実施】※場所：九州厚生局(福岡市)</p>
R2. 11. 26	<p>【口頭意見陳述における長崎市からの質問に対する保険者（年金事務所）からの回答】 (九州厚生局 ⇒ 長崎市)</p>
R2. 12. 2	<p>【保険者（年金事務所）に対する質問書の提出】（長崎市 ⇒ 九州厚生局）</p>
R2. 12. 18	<p>【保険者（年金事務所）から提出された回答書の送付】（九州厚生局 ⇒ 長崎市）</p>
R3. 3. 11	<p>【審査請求の結果通知書の送付】（九州厚生局 ⇒ 長崎市）</p>

(参考 1) 審査請求の概要

1 長崎市と日本年金機構の主張

長崎市	日本年金機構（長崎南年金事務所）
<p>○平成 28 年度における長崎南年金事務所による社会保険総合調査では何ら指摘を受けていないため、本市の保険加入等の手続きは、適切に行われていると容認されたものと考えてきた。</p> <p>○特に平成 30 年 1 月まで保険の適用を遡及することについては、被保険者本人に対し、保険料及び保険給付の両面で重大な影響を及ぼすものであり、到底受け入れられない。</p> <p>○本市が行った他都市調査において、本市と同様の任用形態であるにも関わらず、日本年金機構その他の地方事務所による社会保険総合調査において、本市に対して行われた措置命令と同様の指摘がなされた実績はない。</p> <p>○以上のことから、措置内容を過去に遡及して適用することは、保険料の負担面等で多大な影響が生じることから、本市に対して行われた措置命令は極めて過重なものであるとして、平成 30 年 1 月に遡及して保険加入させる措置の処分の取消しを求める。</p>	<p>○平成 26 年 1 月に発出された厚生労働省通知において、任用の継続と社会保険の加入に係る取扱いが示されており、総務省から同年 1 月に各都道府縣市町村担当課経由で各市町村にも事務連絡が発出され、全ての市町村に周知されている。</p> <p>○長崎南年金事務所においても、平成 26 年 3 月 11 日付け「厚生年金保険・健康保険の被保険者に係る任用が数日開けて再度行われた場合の取扱いについて」の通知をもって趣旨説明を長崎市に対して行っている。</p> <p>○本来、長崎市が平成 26 年時点から見直しておくべき事項であり、平成 29 年 2 月 21 日に長崎市に対して実施した調査結果は、同調査日以降の事務手続きについて適正であると認定するものではない。</p> <p>○平成 30 年 1 月以降の資格訂正の指摘に何ら影響を及ぼすものではないとして、今回の調査は、国民の生活の安定と福祉の向上を目的とした厚生年金保険法及び健康保険法の趣旨及び政府管掌年金事業の適正な運営と業務運営の公正性の確保の観点から必要な処分を実施したものであり、原処分は適法かつ妥当である。</p>

2 請求棄却の理由（要約）

- 長崎南年金事務所（日本年金機構）による 2 年間の遡及の適用については、健康保険法及び厚生年金保険法等により行われたものであり、長崎市が主張する「過去に遡及して適用することで、被保険者に係る保険給付の調整及び保険料の負担面で多大な影響が生じる」ことを理由に被保険者の資格取得時期を決定するとされる法令や通知はない。長崎市の主張を理由に被保険者資格をいつまで遡及して確認するかを判断することは、法の公平・公正な制度運営に支障を来しかねないものと思料され、請求人の主張を受け入れることは困難である。
- 長崎市は、平成 28 年度の社会保険総合調査で何ら指摘を受けていないこと、他都市調査において長崎市と同様の指摘を受けた事例がないことを主張しているが、平成 28 年度の社会保険総合調査において適正であったことをもって、調査日以降の事務手続きが適法であると認定する資料はなく、他都市調査において長崎市と同様の指摘を受けた事例がないことを理由に、被保険者資格を遡及しないとする法令や通知は見当たらないことから、長崎市の主張は理由がない。

(参考2) 令和2年2月市議会 教育厚生委員会資料(抜粋)

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
38~ 39	10 教育費	1 教育総務費	5 教育諸費	1-1	特別支援教育 充実費	千円 14,292
38~ 39	10 教育費	1 教育総務費	5 教育諸費	1-2	学校図書館司書 配置費	千円 5,488
38~ 39	10 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	1-1	運営費	千円 2,066
38~ 39	10 教育費	3 中学校費	1 学校管理費	1-1	運営費	千円 1,422
40~ 41	10 教育費	7 保健体育費	2 学校給食費	1-1	給食調理員費	千円 10,493
40~ 41	10 教育費	7 保健体育費	2 学校給食費	1-2	共同調理場 運営費	千円 2,558
					合計	千円 36,319

1 概 要

本年度実施された長崎南年金事務所による社会保険総合調査において、「小・中学校で学期毎に任用している嘱託員については、休業期間中においても事実上の使用関係が中断することなく存続していると判断されることから、健康保険及び厚生年金保険(以下「健康保険等」という。)について休業期間中も被保険者資格を喪失することなく取り扱う必要がある。」との指摘を受けるとともに、併せて、この措置については、健康保険法及び厚生年金保険法の時効の規定に基づき、2年間遡及して届出を行うよう命令を受けた。

これにより、新たな保険加入に伴う保険料の納付が必要となることから、納付予定額を補正予算として計上するもの。

(参考) 社会保険総合調査の概要

社会保険業務の適正な運営と事務的な取扱いの公平を図るため、加入している全事業者を対象に2～3年に1回行われているもの。

2 指摘内容と保険加入見直しによる影響等

(1) 指摘内容

ア 学期毎に任用されている嘱託調理員等については、同一人物が毎学期任用されている就労の実態に照らすと、年間を通じて事実上の使用関係が存続すると判断される。ただし、夏季休業期間(7月下旬から8月末日まで)については、事実上の使用関係は継続していると認められるが、報酬の支払いが行われていないことを鑑み、被保険者期間として取り扱わないことが妥当と判断する。

イ 週の勤務時間が 20 時間以上 29.0625 時間未満の学期毎に任用されている嘱託調理員等においても、事実上の使用関係が 1 年以上継続していると認められるため、短時間被保険者としての資格取得届等の提出をお願いする。

ウ 上記の取扱いについては、厚生年金保険法及び健康保険法の時効の規定に基づき 2 年間遡及して取り扱うこととする。

エ 保険加入に伴う保険料の納期限については、令和 2 年 3 月 2 日を予定している。

(2) 保険加入見直しによる影響

ア 週の勤務時間が 29.0625 時間以上の者(特別支援教育支援員等)

(ア) 加入期間

	4月 ～6月	7月 ～8月	9月 ～11月	12月	1月 ～2月	3月	加入月数
現行	●	×	●	×	●	×	8ヵ月
見直し後	●	×	●	●	●	●	10ヵ月 (+2ヵ月)

●:健康保険等の加入期間、網掛け:新たに参加を要する期間

(イ) 保険料の 1 人あたりの平均影響額

職 種	人数	事業主負担金	個人負担金
特別支援教育支援員	119 人	79,007円	41,093円
庁務員(小学校勤務)	15 人	92,936円	44,787円
〃 (中学校勤務)	12 人	79,588円	38,842円
調理員(小学校勤務)	32 人	90,981円	40,779円
〃 (共同調理場勤務)	17 人	101,144円	49,300円
計	195 人		

(参考) 加入対象要件

- ・ 1 週間の所定労働時間及び 1 月の所定労働日数が職員の 4 分の 3 以上(週 29.0625 時間以上)であり、かつ、任用期間が 2 ヶ月を超える場合であること。

イ 週の勤務時間数が20時間以上 29.0625時間未満の者(学校図書館司書等)

(ア) 加入期間

	4月 ～6月	7月 ～8月	9月 ～11月	12月	1月 ～2月	3月	加入月数
現行	×	×	×	×	×	×	加入無し
見直し後	●	×	●	●	●	●	10ヵ月 (+10ヵ月)

●:健康保険等の加入期間、網掛け:新たに加を要する期間

(イ) 保険料の1人あたりの平均影響額

職 種	人数	事業主負担金	個人負担金
学校図書館司書	8人	383,486円	302,452円
調理員(小学校勤務)	12人	288,600円	234,383円
計	20人		

(参考) 加入対象要件

- ・1週間の所定労働日数が20時間以上であること。
- ・報酬の月額が8万8千円以上であること。
- ・1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。

(3) 補正額の内訳

事業名	補正額	29.0625時間以上		29.0625時間未満	
		人数	補正額	人数	補正額
特別支援教育充実費	千円 14,292	人 119	千円 14,292	人 -	千円 -
学校図書館司書配置費	5,488	-	-	8	5,488
運営費	2,066	15	2,066	-	-
運営費	1,422	12	1,422	-	-
給食調理員費	10,493	32	4,217	12	6,276
共同調理場運営費	2,558	17	2,558	-	-
合計	36,319	195	24,555	20	11,764

3 これまでの経緯

(1) 平成 26 年 1 月 17 日付け厚生労働省通知(抜粋)

有期の雇用契約又は任用が 1 日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の使用関係が中断することなく存続していると、就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要がある。

(2) 厚生労働省通知に関する長崎南年金事務所との協議

平成 26 年 3 月に、長崎南年金事務所の職員が上記通知の趣旨等について説明のため来庁した際、学期毎に任用している嘱託調理員等の取扱いを確認する。

(確認のポイント)

使用関係が継続するかの考え方は、日数ではなく、就労実態に照らし、事業者が個々の具体的事例により判断する必要がある。

(3) 平成 28 年度時の社会保険総合調査

平成 29 年 2 月に行われた調査時には、嘱託員の保険加入に関して本年度と同様の取扱いであったが、何ら指摘がなかった。

4 今回の指摘を受けての長崎南年金事務所等との協議

[令和元年 11 月] 長崎南年金事務所へ訪問し、本市教育委員会の考え方を説明

- ・ 学期毎の任用にあたり、任用期間満了後は退職となる旨、任用時に本人へ確実に伝え承諾を得ており、任用期間以外は使用関係の継続に該当せず、使用の継続性はない。
- ・ 平成 28 年度 of 社会保険総合調査においても、本案件に係る指摘事項はなく、適正に運用している認識である。

[令和元年 12 月] 長崎南年金事務所職員が来庁し、回答がある。

- ・ 関係書類を改めて確認し、日本年金機構中央本部とも検討を行ったが、同一人物が継続して任用されている状況であり、事実上の使用関係が中断することなく存続しているものと認められると判断する。
- ・ 遡及については、同様の指摘を行った場合には、民間企業も含め必ず行っていただいているところであり、年金加入期間が加算されるため被保険者本人にとっても将来的に有益になることであるため、遡及しない取扱いにはできない。
- ・ 決定内容に不服がある場合は、審査請求を行うことができる。
- ・ 届出の提出期限までに届出がない場合は、厚生年金保険法及び健康保険法の規定により日本年金機構が職権により被保険者資格の決定を行う。

5 今後の対応

(1) 被保険者本人への対応

ア 新たに負担が発生する健康保険料等の保険料について

長崎市が、事業主負担分及び被保険者負担分を一括して納付する。

納付後、被保険者負担分の保険料の納入方法について、被保険者本人と十分協議のうえ対応する。

イ 保険給付について

被保険者本人の各種手続き等の負担が増えないように、可能な限り関係保険者と調整を行う。

(2) 審査請求

審査請求については、資格取得届出により処分決定を受けた後に行う方針とする。